

平成25年度埼玉県任期付職員（職業訓練指導員）募集案内

埼玉県では、高等技術専門校において職業訓練指導業務を行う専門的な知識経験を有する人材を、次のとおり募集します。

1 募集職種・採用形態等

職 種：職業訓練指導員

採用形態：任期付職員

職 位：主任又は技師級

採用予定者数：2名（訓練科目等については2を参照）

2 採用予定訓練科・採用予定者数・採用予定課所（高等技術専門校）

採用予定訓練科	採用予定者数	採用予定課所（高等技術専門校）
空調システム科（2年制）	1人	中央高等技術専門校 （上尾市戸崎975）
電気工事科（1年制）	1人	川越高等技術専門校 （川越市並木572-1）

3 受験資格

次の（1）～（4）の要件をすべて満たす者

（1）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者（以下はその内容です。）

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮（きんこ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（2）現に埼玉県的一般職の職員でない者

（3）国籍不問。ただし、採用時に当該業務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

（4）下表の応募要件を満たす者

採用予定訓練科	応 募 要 件
空調システム科	次の要件をともに満たす者 ① 職業訓練指導員免許（冷凍空調機器科）を有する者 又は平成25年9月30日までに同免許を取得見込みの者 ② 訓練科目に関して企業や指導現場等でヒートポンプ技術を活用した高効率エアコン等の実務経験を有する者

電気工事科	次の要件をともに満たす者 ① 職業訓練指導員免許（電気工事科）を有する者 又は平成25年9月30日までに同免許を取得見込みの者 ② 訓練科目に関して企業や指導現場等で電気設備CAD、太陽光発電システムの施工・保守管理等の実務経験を有する者
-------	--

*「免許取得見込みの者」とは、厚生労働大臣が指定した講習（48時間講習）を修了した者、又は修了予定の者で、修了後に職業訓練指導員免許の申請を行う予定の者。

*埼玉県での同講習の開催は平成25年8月。受講申込期間は7月の予定。詳細は、埼玉県職業能力開発協会ホームページ<http://www.saitama-vada.or.jp>参照。

*同講習の受講には資格が必要です。申請前に必ず確認してください。

お問い合わせは、埼玉県職業能力開発協会総務課講習担当（電話 048-829-2803）

4 業務内容

埼玉県のものづくり産業を牽引する優れた人材を育成するために、高等技術専門校の訓練科において、職業訓練指導業務に従事していただきます。

また、訓練生に対する生活指導や就職指導なども行います。

採用予定訓練科	訓練内容
空調システム科	エアコン（ヒートポンプ技術を活用した高効率エアコンを含む）など空気調和設備の点検・分解・組立・調整及び故障診断等の整備作業、空気調和設備の設計・施工・保守管理、CADによる設備設計製図等に関する知識・技術を習得させる。
電気工事科	住宅等の電気工事（太陽光発電システムの施工・保守管理を含む）に係る法規・設計・積算・配線・測定試験、工場の電気機器の自動制御等に関する知識・技術を習得させる。

5 当該職員に求められる資質・能力

（1）企業のニーズに対応した職業訓練に必要な知識・経験・ネットワーク等を有すること

高等技術専門校が行う職業訓練は、社会の動き、企業ニーズの変化に対応していくことが必要であり、これに対処できる知識・経験・ネットワーク等の優れた能力を持つ人物を求めます。

（2）協調性があり、コミュニケーション能力があること

他の職業訓練指導員とともに協調して業務を遂行し、訓練生をはじめ、企業や高等学校等と良好なコミュニケーションを図ることができる人物を求めます。

（3）県の方針を十分理解して活動できること

県の施策を十分理解し、4に掲げる業務のみならず、他施策においても、積極的に協力する人物を求めます。

6 勤務条件

任期が定められていること以外、給与、勤務時間、服務等について他の職員と同様に地方公務員法等の規定が適用されます。

(1) 任期

平成25年10月1日から平成28年3月31日まで

ただし、業務の進捗状況等により採用の日から5年間を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。

(2) 給与

給与は、「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、採用される人の民間企業等での職務経験の内容等を勘案して決定します。

その他、支給要件に該当する者には、通勤手当、期末手当等が支給されます。

(3) 勤務時間・休暇

- ア 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分です。
- イ 休暇は、年間20日（10月1日採用の場合、当該年は12月31日までの間で5日）の年次休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引等の場合に与えられる特別休暇があります。

7 応募書類等

(1) 応募書類

- ア 履歴書（様式1）
- イ 平成25年度埼玉県任期付職員（職業訓練指導員）採用選考申込書（様式2）
- ウ 平成25年度埼玉県任期付職員（職業訓練指導員）採用選考論文（様式3）
- エ 様式2に記載した免許・資格等を証明する書類の写し
 - ※ 第2次選考の際に原本を確認させていただきます。
 - ※ 職業訓練指導員免許取得見込者は職業訓練指導員講習（48時間講習）の修了証書又は受講資格を証明する書類を提出してください。
- オ 返信用封筒（定形：返信先を明記し返信用切手（80円）を貼付すること）
 - ※ 応募書類は返却しません。また、採用に関する事務以外の目的には使用しません。
 - ※ 履歴書（様式1）はA3サイズで使用してください。

(2) 申込方法

応募書類を、埼玉県産業労働部産業労働政策課職員担当（県庁本庁舎4階東側）まで直接持参するか、簡易書留で郵送してください。封筒の表には「任期付職員採用選考申込書」と朱書してください。

なお、普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

(3) 申込受付期間 平成25年6月18日（火）～平成25年7月24日（水）

* 郵送の場合 締切当日消印有効

* 直接持参の場合 受付時間 午前9時～午後5時

（土曜日・日曜日・祝日は受付を行いません。）

8 選考の日程等

(1) 選 考

		日 程	会 場	合 否 結 果 発 表
第1次 選 考	書類 選考			8月上旬 (第1次選考応募者全員に郵送で合否を通知)
第2次 選 考	面接 選考	8月中旬 (第1次選考合格者に 通知でお知らせします)	さいたま市内 (埼玉県庁周辺を予定)	8月下旬 (第2次選考受験者全員に郵送で合否を通知)

(2) 選考基準

職業訓練指導員として活用できる能力・知識・経験等の有無やそれに対する意欲等

9 その他

- ・受験資格の有無、提出書類記載事項等について虚偽があると、採用される資格を失う場合があります。
- ・採用までに健康診断書や採用に際して必要な書類を提出していただきますが、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないことが明らかになった場合、不採用となります。
- ・指導員免許を取得見込みの者が免許取得ができなかった場合、不採用となります。
- ・選考の結果、募集する職に適任の方がいない場合などには、採用がないこともあります。

10 書類提出先・お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎4階東側)

埼玉県産業労働部産業労働政策課 職員担当(飯沢、和田)

電話：048-830-3717 FAX：048-830-4818

E-Mail：a3710-03@pref.saitama.lg.jp